

議題1

小規模保育事業の認可について

1. 趣旨

子ども・子育て支援新制度に伴い児童福祉法（以下、「法」という。）が改正され、法第24条第2項に「家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業をいう。）」が定義づけられ、法第34条の15第2項により、「市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等を行うことができる。」ように規定された。

これにより平成26年4月に、国の省令で「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が定められ、これに基づき本市は「南魚沼市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定し、平成27年4月1日から施行している。

小規模保育事業は、利用対象者が0～2歳児であり、利用定員が6人以上19人以下と定められ、定員等の基準によりA型、B型、C型の3つに分けられるが、この度、社会福祉法人若葉会から、定員10人以下の小規模保育事業C型に該当する「小規模保育園わかば保育園」の設置認可申請書が提出された。

法第34条の15により市長は、家庭的保育事業等の認可申請があったときは、条例で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準、および法第34条の15第3項に掲げる基準に適合するか審査し、基準に適合すると認めるときは認可をするものとする規定されている。

法第34条の15第4項により市長は、家庭的保育事業等の認可をしようとするときは、あらかじめ、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならないと規定されているため、小規模保育園わかば保育園の設置を、平成28年4月1日付けで認可してよろしいかお諮りいたします。

2. 若葉会の小規模保育事業の概要

平成27年8月六分区地内に、わかば保育園の新園舎（本園）が開園したことに伴い、三分区の旧園舎は分園わかば保育園となった。

市内に1号認定を受け入れられる認定こども園が不足していること、2歳未満児の入所率が年々上昇し入所数が増加していること、などから平成28年度より若葉会は、わかば保育園本園を保育所型認定こども園に、分園わかば保育園を小規模保育事業C型の「小規模保育園わかば保育園」に移行することとした。

【事業所の概要】

事業所の名称	小規模保育所 わかば保育園
所在地	新潟県南魚沼市塩沢1329番地12
事業種別	小規模保育事業 C型
事業開始希望日	平成28年4月1日
設置者の名称	社会福祉法人 若葉会
代表者	理事長 角谷 正雄
管理者	大平 梨花（わかば保育園長）
認可定員	10人（0歳児：8人、1歳児：2人）
開所時間	7時30分～19時00分
休園日	日曜、祝祭日、年末年始
連携施設	保育所型認定こども園 わかば保育園 幼保連携型認定こども園 金城幼稚園・保育園

3. 認可申請審査の結果

小規模保育園わかば保育園は、これまで認可保育所として運営されてきたため、施設等は国の最低基準を満たし、近接する認定こども園との連携も十分であり、運営する社会福祉法人若葉会の実績も申し分ない。

書類審査等の結果、法の基準等に全て適合していると認められたため、申請どおり平成28年4月1日付けで設置を認可したい。